

市立函館保健所事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 2 8 号

市立函館保健所事務分掌規則の一部を改正する規則

市立函館保健所事務分掌規則（平成 5 年函館市規則第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項東部保健事務所の項を削る。

第 3 条地域保健課の項中第 1 1 号を第 1 3 号とし，第 2 号から第 1 0 号までを 2 号ずつ繰り下げ，第 1 号の次に次の 2 号を加える。

（2）市の保健師の地域保健活動の推進に係る総合調整に関すること。

（3）市の保健師の人材の育成および資質の向上に関すること。

第 3 条保健予防課の項第 2 号中「成人男性の風しん，」を削る。

第 3 条東部保健事務所の項を削る。

附 則

この規則は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。